

## 保育所・幼稚園・認定こども園の利用申込が始まります。

	南条保育所・南条第2保育所 湯尾保育所・河野保育園	今庄なないろこども園	南条幼稚園
受入対象乳幼児	満6カ月児～5歳児	生後9週以降の乳幼児 ～5歳児	4歳児、5歳児
入所・入園 条件	家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児	3歳児・4歳児・5歳児 3歳未満児は、家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児	4歳児、5歳児
利用申込兼認定 申請受付期間	平成26年10月14日(火)～11月7日(金)		
申込方法	利用希望する施設(保育所・幼稚園・認定こども園)にある所定の用紙で申し込みしてください。		

## 保育所・幼稚園・認定こども園の利用手続きが変わります！

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

新制度では、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設の利用を希望するすべての保護者の方は、利用のための認定を受けることが必要となるなど、一部利用方法が変わります。

### 【保育所・幼稚園・認定こども園利用のための3つのポイント】

#### ポイント① 保育所・幼稚園・認定こども園を利用するには「認定証」が必要です

保育所・幼稚園・認定こども園の利用を希望する保護者の皆さんは、利用のための認定(1号・2号・3号認定)を受けていただき、町から認定結果に応じた「認定証」の交付を受けます。3つの区分の認定に応じて、利用できる施設(サービス)が決まってきます。

また、「就労時間数」や右記「保育の必要性の事由」の種類などにより、「保育標準時間＝1日11時間まで」や「保育短時間＝1日8時間まで」に区分されることとなります。

#### ■3つの認定区分と利用できる施設

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育所(園) 認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育所(園) 認定こども園

#### ■保育の必要量に応じた区分

2号、3号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

【保育標準時間認定】(就労の場合、「週30時間、月120時間以上」の勤務を要件とする予定)

1日11時間の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

【保育短時間認定】(就労の場合、「月48時間(1日3時間かつ月16日)以上」の勤務を要件とする予定)

1日8時間の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

#### ■保育の必要性の事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する理由として町が認める場合

#### ポイント② 保育料などは保護者の所得に応じた負担になります

新制度で、保育所・幼稚園・認定こども園を利用した場合の利用者負担については、現行制度の水準を基本として、所得階層区分ごと、利用するサービスごと(教育標準時間・保育短時間・保育標準時間)に定額・応能の負担を設定します。

現在、国が示した仮単価を基に、町で積算作業を行っています。

※園によっては、一定の要件のもと、保育・教育の質の向上のため、特に必要と認められる経費を上乗せする場合があります。

#### ポイント③ 新制度の各施設の利用の流れ

保育所・幼稚園・認定こども園に直接利用申込・認定申請していただき、その後、町から認定証が交付されます。

### 新制度に関するQ&A

Q 今すでに保育所・幼稚園等に在園していても、認定申請は必要ですか？

A 必要です。在園児の保護者の皆さんも認定申請をし、3つの区分の認定を受けていただきます。

なお、現在保育所等で保育を受けているお子さんについては、10月中に「入所申込・認定申請」の提出をお願いする予定です。

Q 幼稚園で預かり保育を利用していますが、今後も利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になる場合があります。また、保育所等での延長保育事業も従来と同様に実施されることとなります。

南越前町では、下記のとおり保護者に向けた利用希望者説明会を開催します。

#### ★利用希望者説明会の日時・会場

地区	日時	会場
南条地区	10月6日(月) 19:00～	南条文化会館 大ホール
湯尾地区	10月7日(火) 19:00～	湯尾保育所 遊戯室
河野地区	10月9日(木) 19:00～	河野保育園 遊戯室
今庄地区	10月10日(金) 19:00～	今庄なないろこども園 遊戯室

※ 託児あり(時間中、生後6カ月から未就学児のお子さまをお預かりします。)

■問合せ (保育所・認定こども園)保健福祉課 ☎ 47-8007 (幼稚園)教育委員会 ☎ 47-8005

